

平成24年10月12日

バーゼル銀行監督委員会「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から本年8月17日に公表された市中協議文書「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

【総論】

我々は、本市中協議文書で提示されている外為取引に関連する様々なリスクの管理の重要性や、元本リスク削減のために、実務的に可能な限り、PVP決済の利用を奨励していることについて理解している。また、エクゼティブ・サマリーにある、「銀行と各国の監督当局が、銀行の外為取引の規模、性質、複雑性およびリスクプロファイルを考慮のうえ、それぞれの法域において改正後の指針を導入する」とのコメントを強く支持している。その観点からは、多様な外為決済の規模・リスクプロファイルを持つプレイヤーで構成されている外為市場の参加者と十分に協議のうえ、各国での規制内容が検討されることを期待している。

上記の認識のもと、市中協議文書における7つの監督上の指針に関して、目的・対象を明確にし、指針の目指すべき管理の実効性の向上につなげるため、以下の点を考慮することを検討いただきたい。

【各論】

1. PVP 決済の推進について

市中協議文書では、PVP 決済の推進について、「その実現のためには、業界参加者が市場インフラの開発とその利用を支持することが肝心であることから、監督当局は、実務的に可能な限り、これらの取り組みを推進すべき」（パラ 2.11）、「現在、支払いの交換を通じて決済を行う外為取引向けの CCP は稀であるが、将来的にはさらに普及する可能性がある」（付属文書パラ 25）との記載がある。

この点については、現状、外為取引向けの CCP は限定的であることを踏まえると、対象商品の拡大については既存の CLS 銀行を通じた PVP 決済の推進がより現実的と考えられる。

ただし、そのためには業界参加者の自助努力が必要であることはもちろん、監督当局サイドのサポートは必要不可欠と考えており、積極的な関与とイニシアチブを期待したい。

2. FMI の選択について

FMI の利用・参加に係るデューデリジェンスやモニタリング（パラ 3.1.10）については、画一的な対応を求めるのは実務上困難であると考ええる。

例えば、FMI について間接的に利用・参加している場合には、公表資料以外には直接参加者からの情報還元¹に依拠せざるを得ないなか、直接参加者において必ずしも情報還元義務を有しないことを踏まえると、自行でのデューデリジェンス等には大きな制約があると考えられる。また、直接参加者においても FMI からの情報還元²の水準に依拠せざるを得ない側面があると考ええる。したがって、パラ 3.1.10 においては、「直接参加者・間接参加者にかかわらず、入手可能な情報の範囲内で、ベストエフォートベースのデューデリジェンス等を行うべきである」との文言に修正することが適切と考える。

3. 残存する元本リスクの規模の削減について

「取引相手が選択した決済方法によって、銀行が元本リスクを削減できなくなるような場合、銀行は、取引相手に対するエクスポージャーの限度額を引き下げるか、あるいは取引相手がその外為決済方法を変更するようなインセンティブを与えるかを考慮すべきである」（パラ 3.2.18）の記載については、元本リスクの削減の促進という趣旨は理解するものの、付随的なシステムック・リスクを誘発する懸念や当事者同士の取引関係を考慮すべきである。

取引相手に対するエクスポージャーの限度額引き下げの考慮を推奨した場合、かえって決済リスクを含めたシステムック・リスクを誘発する可能性がある。また、取引相手方が外為決済方法を変更するようなインセンティブを与える方法についても、当事者同士の取引関係や他の銀行の利用可否などの事情により、対応困難な場合も想定されるため、銀行が元本リスクを削減できなくなるような場合であっても、最終的には当事者同士の交渉・協議により、決済方法が決定されることが適切であると考ええる。したがって、同パラグラフについては、「実務上可能な範囲にお

いて」との文言を追記することで、画一的な取扱いを推奨するものではないことを明確にし、付随的なリスクの出現を回避することが適切と考える。

4. 流動性需要の特定と管理について

市中協議文書では、「銀行は、決済手法と適用可能なネットティングの取決めを考慮したうえで、通貨ごとに流動性需要を特定、測定、モニター、および管理すべき」（パラ 3.4.3）とあるが、バーゼルⅢの流動性管理の枠組みや日中流動性モニタリングなど現在市中協議中の他の規制との平仄を採ったうえで、通貨ごとの所要流動性の特定、測定、モニターおよび管理については、費用対効果や重要性の原則を考慮し、金融機関にとって主要な通貨のみを対象とすべきである。

したがって、パラ 3.4.3 においては、流動性需要を特定等すべき対象として、「主要な通貨」である旨を追記すべきである。

5. コルレス銀行の使用に伴う流動性リスクについて

パラ 3.4.8 で指摘されているように、コルレス銀行におけるオペレーション上や財務上の混乱が、自行の流動性リスクに影響を及ぼすことは認識している。しかしながら、他行のオペリスク等の評価は困難であることから、当該パラグラフ末尾にある「銀行は、このようなリスクを評価し」の文言は削除願いたい。

6. 取決めと契約の執行力について

リーガル・オピニオンの取得・見直しの必要性については理解する一方、リーガル・オピニオンの取得方法は、最も適切と考えられる方法で合理的な法的見解を確認すれば問題ないとする。

したがって、パラ 3.6.2 で言及されているリーガル・オピニオンの取得方法については、社内外の弁護士に限定することなく、自行の法務関連部署を含めて幅広いリーガル・コミュニティ(Legal community)による確認を許容していただきたい。また、個々の取引ごとに取得することを必ずしも求めるものではないことを確認したい。

7. 外為取引に係る所要自己資本について

本件固有の目的・対象を明確化し、指針の目指すべき管理の実効性向上につなげるため、既公表あるいは導入済である原則や指針との重複を避け、整合性を確保すべきである。

ガイドライン7においては、「所謂自己資本を分析する際、銀行は、元本リスクと再構築コスト・リスクを含むすべての外為決済に関連するリスクについて検討すべきである」とあるが、元本リスクについては、既公表あるいは導入済である原則や指針においては自己資本賦課を求められていないことから、他の国際的な原則や指針との整合性を確保した指針とするよう、お願いしたい。

ガイドライン7「外為取引に係る所要自己資本」および同「主要な検討事項1」に記載されている外為決済に関連するエクスポージャーについては、再構築コスト・リスクなどすでに資本賦課されているもの、あるいは、外貨流動性リスクなど必ずしも資本で備える性質でないものがある。このような違いを踏まえると、「元本リスクと再構築コスト・リスクを含むすべての外為決済に関連するリスクについて検討すべき（または対処すべき）」という記載については、「銀行が所要資本を分析するに当たって、リスクの資本賦課に係るバーゼル自己資本規制の枠組みを参照し、外為決済に関連するリスクについて検討すべき（または対処すべき）」との記載に修正することが適切であると考えます。

以 上